

川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助要綱

制 定 平成24年4月1日（市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、土地を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けた保育所及び第34条の15第2項による認可を受けた家庭的保育事業のうち小規模保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）を設置するにあたり、保育所等の開設前の整備期間に要する土地の賃借に係る経費を対象として、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所等の整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第2条 補助の交付対象者は、川崎市が計画し、設置・運営法人等として決定した次のいずれかに該当する者とする。

（1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人若しくは社会福祉法人設立及び保育所設置を同時に行うための準備をしている団体（以下「準備団体」という。）で市長が認めたもの又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人

（2）小規模保育事業を行う事業所の施設整備を行う、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を運営している法人

（3）前号に規定する幼保連携型認定こども園の認可を受けている、又は認可を受けることを前提として整備を行う場合であって、幼保連携型認定こども園を構成する児童福祉施設としての保育を実施する部分の施設整備を行う学校法人

2 前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、補助の対象としないものとする。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、保育所等の開設前の整備期間に要する土地の賃借に係る経費を対象とする。

（補助対象期間及び補助金交付額）

第4条 補助対象期間は、12か月を限度とし、保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）とし、補助金交付額は、第2条に規定する補助対象事業者と土地所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間に係る賃借料の所要額と、別表第1又は別表第2にそれぞれ規定する基準面積に補助基準単価及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額（12か月未満の場合は、補助基準額を12で除した額に月数を乗じた額とする。）を比較して少ない額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、実借地面積が別表により算定された基準面積より小さい場合は、実借地面積を基準面積とす

る。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付申請を行うときは、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定による申請の内容を変更する場合は、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金変更交付申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに申請者宛て通知するものとする。

2 前項の通知は、交付することを決定したときには、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないことを決定したときには、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金不交付決定通知書(第4号様式)により行う。

(補助内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その実施状況について、補助金の交付決定を受けた者に対し報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、この補助金の交付を受けた者に対し返還を命ずるものとする。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は補助事業の中止の承認を受けたときは、その日から30日以内に、川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助金事業実績報告書(第5号様式)により、事業の実績を市長に報告しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

保育所又は幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分の施設整備を行う場合の算定

基準面積	補助基準単価（㎡あたり年間）
定員 1 人あたり 12 ㎡×定員数	当該用地の路線価÷0.8×3%

※一時保育事業を実施する場合はその定員数を加算する。

※地域子育て支援センター事業を実施する場合は基準面積に 80.3 ㎡を加算する。

※乳幼児健康支援一時預かり事業を実施する場合は、定員 1 人あたり 9.36 ㎡を加算する。

※算出の根拠となる路線価は、補助対象期間の開始日の前年 9 月 1 日時点の価格とする。

別表第 2（第 4 条関係）

小規模保育事業を行う事業所の施設整備を行う場合の算定

基準面積	補助基準単価（㎡あたり年間）
7 ㎡×定員数+3.3 ㎡×2 歳児以上定員数	当該用地の路線価÷0.8×3%

※算出の根拠となる路線価は、補助対象期間の開始日の前年 9 月 1 日時点の価格とする。